



流教指第2062号
令和6年2月21日

流山市監査委員 様

流山市教育委員会
教育長 田中弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第 133号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部指導課	意見	<p>契約書及び請書に仕様書が未添付であるなどの事案があった。 流山市財務規則等に従い適正な契約事務を執行されたい。</p>	<p>規定に基づく適正な事務処理を行うために、わかりやすい事務フローやチェックシートを作成した。年度の最初の打ち合わせで確認し、課内で事務処理について共有する。執務スケジュールに基づいて、担当者が作成し、副担当者、係長、課長の複数で確認し、適切に事務処理を進める。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。